

スーパーコンピューティングコンテスト (SuperCon) における
電子情報通信学会 情報・システムソサイエティ スーパーコンピューティング奨励賞
選 奨 規 程

スーパーコンピューティングコンテスト
実施委員会
平成 22 年 4 月 1 日制定

スーパーコンピューティングコンテスト（「コンテスト」と略す）における「スーパーコンピューティング奨励賞」の選定は、本規程によって行う。

- (1) 本賞は電子情報通信学会の情報・システムソサイエティ（以下、「学会」と略す）の協力と支援により創設されたもので、学会の定款第6条ホ項の趣旨に沿って、毎年のコンテストにおいて、すぐれた情報科学技術力を発揮した高校生・高専生を表彰し、奨励するためのものである。
- (2) 本賞は「電子情報通信学会 情報・システムソサイエティ スーパーコンピューティング奨励賞」と称する。
- (3) 本賞は、当該年度の前年度末に当該年度の実施と支援の申請を学会を行い、了承を得た上で実施する。
- (4) 本賞は、当該年度のコンテスト本選に参加したチームの中から、卓越した情報科学技術力を発揮したチームを 1 チーム（3 名以内）に与えられる。
- (5) 本賞の選考は、当該年度の課題作成審査委員会が行う。
- (6) 本賞の受賞チームのメンバーへは、各々、学会より表彰状と図書券（1 万円）を与える。
- (7) 授賞の選定結果についてはコンピュテーション研究専門委員会に報告し、コンピュテーション研究専門委員会より、学会に報告して頂く。

付則

- ・本規程の改訂はスーパーコンピューティングコンテスト実施委員会の承認を得るものとする。
- ・本規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。